

(第一類 第二号)

第二回國會議院 治安及び地方制度委員會議録第十一号

(110)

昭和二十三年二月二十七日(金曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 中島 茂喜君 理事 松野 頼三君

理事 酒井 俊雄君

大石ヨシエ君 菊池 重作君

松谷天光君 大沢嘉平治君

佐藤 通吉君 坂口 主税君

千賀 康治君 小暮藤三郎君

石田 一松君 外崎千代吉君

出席國務大臣

國務大臣 西尾 末廣君

出席府委員

建設院總務長官 阿部美樹志君

總理廳事務官 岩永 賢一君

總理廳事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

總理廳事務官 原文兵衛君

專門調査員 有松 昇君

二月二十七日

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)(第二二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)(第二二号)

消防法案起草に関する件

總理廳焼失状況に関する説明聴取

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員会を開会いたします。

本日の日程は消防法案起草に関する件であります。日程には先に先立ちましてお諮りする事項がございます。それは競馬法並びに競犬法に関する小委員会のうち、中垣國男君から小委員兼任の申出がありましたから、その補充として坂口主税君を小委員に選任することをお諮りいたします。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 御異議なきものと認めます。

○坂東委員長 なお政府から警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の緊急上程の要求がありましたから、いかがいいたしましたようか、お諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長 御異議なきものと認めます。よつて緊急上程いたします。警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案に對しまして、總理廳事務官原君の御説明があります。

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案
第一條 銃砲等所持禁止令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に、「地方長官」を「地方長官(東京都においては警視總監以下同じ)」を「公安委員会(都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいふ以下同じ)」に、同條第二項中「地方長官」を

「公安委員会」に、同條第三項中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第三條中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第二條 廣告物取締法の一部を次のように改正する。

第三條中「行政官廳」を「都道府縣公安委員会又は市町村公安委員会(特別区公安委員会を合ふ)」に改める。

第四條中「行政官廳ノ命令」を「行政官廳又は都道府縣公安委員会若ハ市町村公安委員会(特別区公安委員会ヲ合フ)ノ處分」に改める。

第三條 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第六條第一項中「都道府縣知事(東京都にあつては警視總監以下同じ)」を「公安委員会(都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいふ以下同じ)」に、同條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第七條第三項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第九條第一項乃至第三項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に改める。

第十條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に、同條第三項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に、「主務大臣」を「内閣總理大臣」に、同條第四項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に改める。

第十五條中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第二十一條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に改める。

第二十三條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第四條 狩猟法の一部を次のように改正する。

第十三條中「警察官署」を「市町村長」に改める。

第二十六條 削除

第五條 森林法の一部を次のように改正する。

第七十六條中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。

第七十八條第二項「警察官吏」を「市町村長」に改める。

第八十條第二項中「警察官署」を「森林官吏又は市町村長」に改める。

第六條 傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第十二條中「所轄警察官署」を「最寄ノ保健所長」に改める。

第七條 家畜傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第二條乃至第九條及び第十一條

乃至第十六條中「警察官吏又ハ」を削る。

第十七條第一項及び第二項中「警察官吏」を「家畜防疫委員」に改める。

第二十二條及び第二十四條第一項第五号中「警察官吏又ハ」を削る。

第三十二條を削る。

第八條 瓦斯事業法の一部を次のように改正する。

第二十一條中「(東京府ニ在リテハ警視總監)」を削る。

第九條 他の法令中警察官署に関する規定は、当該警察署長に関する規定とする。

附則

この法律は、警察法施行の日から、これを施行する。

○原説明員 提案の理由を御説明いたします。

この法律は警察法が近く実施になりますので、これに伴ひまして関係法令の一部を改正せんとするものであります。すなわち從來の警察の権限で、警察法の趣旨に照し警察の責務として警察に残すべきものにつきましては、警察法によるどの機關の事務とすべきかを定めるとともに、この際警察から他に移譲すべきものはこれを移譲せんとするものであります。さらに改正のおもなる点を申し上げますと、その第一点は、従前これらの警察関係法律中主務大臣と申しますのは、警察の主務大臣

て正本は司令部にありまするし、松えの二つは各府縣廳にそれ／＼分散して保管してありますから、必要に應じてこれらを利用することができると思いますが、事実上事務についてはその重大な支障はないと考えておるのであります。なお追放に関するもので決定しました過去のものの重要な書類及び一般的な資料は、ほとんど全部搬出いたしましたから、今後の審査についてはさしたる差支えはないと思ひますので、来週から支障なく審査は続ける予定になつております。

次に従来調査済みになつておりましたカードが百万以上あつたのでありますが、これは大部分焼失いたしました。しかしこれについてはそれ／＼記録がありまゝで、その記録によりまして再製するつもりであります。先に申しましたように、資格審査の方はほとんど九十九分程度終了いたしておられますので、これらの大部分のものが焼失しましたけれども、実害についてはあまりないと考えております。

次に行政調査部の関係であります。これは大部分搬出したしまして、執務上においては差支えはないと考えております。

次に臨時人事委員会の事務局に関するもの、これも同じく大部分搬出したしまして、執務には差支えございません。

次に新聞出版用紙割当事務局であります。これは新聞の部門については大部分搬出したので、執務に差支えはありません。ただ出版部門につきましては、申請書の資料がほとんど焼失いたしましたので、この点については善後措置を講じなければならぬ

と考えております。

次に訴訟委員会の事務局、これは全部搬出したので、なほこれらの部局につきましては、総理官邸の中にあります大廣間であるとか、あるいはその他の部屋を、すべてこれを事務的なものに充当するようにいたしましたので、今後執務に支障ないようになつて、今後考えております。

それから公安委員の問題であります。このことについては、私自身の関係ではございません。鈴木國務大臣の閣僚でありますから、鈴木國務大臣からお答えいたしたいと思ひます。

○坂東委員長 あつたはずですが、現在衆議院の常任委員会の事務局は非常の狭いので、あの竣工を待つておつたのですが、それが焼けたとすると非常に困るわけでありまして、すぐには建築の見込はあてられませんが、できれば他に適當なところを見つけて、それで常任委員会の仕事を完全に行われるようにするお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○岩永政府委員 それは國會の方の建物でございますか。

○坂東委員長 そうです。

○岩永政府委員 そういたしますと、國會の方で直接御計画をお立てになるわけでございますか。

○坂東委員長 それで政府側の建物ですが、やはり建物が必要です。

○西尾國務大臣 これは予算の関係もございまして、本年度はいたし方ありませんので、来年度予算においてこれを要求したいと考えております。

ましたならばお願いいたします。御質問はありますか。——鈴木國務大臣が見えるまでしばらく待ちます。——ただいま報告しました通り、総理官邸が焼けたことにつきまして、西尾長官から焼けた書類の点の点を聴きましたが、その復旧工事のことは聴きませんから、今建設院の総務長官の阿部美樹志君から、その説明を求めます。

○阿部(美)政府委員 ただいまお尋ねの竣工期間のことでございますが、火災に遭いましたことは、まことに遺憾千万であります。そのために委員各位に御不便をかけるということについて、きわめて遺憾に存じておる次第でございます。この改築と申しますか、復旧工事につきましては、極力急いで完成するようにいたしたいと思つたのでありますが、資材及び資金の関係上相當時間を要することであり、急ぎまして大体六箇月間くらいかかると思はれるのであります。できるだけ資材を急速に用意して、入札その他の手續もむろん非常な速度をもつてやりたいと思つておりますが、何分にも四百四十八坪にわたる建物でありますので、完成には、いろ／＼事務局との打合せその他の期間を加えて、確實に申し上げることにいたしますと、どうしても六箇月を要することと思つております。

○坂東委員長 御質問ございませんか。

○松野委員 復興院の復興計画にはいろいろな点がありましようが、殊に防火という方面に關しては種々宣傳あるいは御演説、御講演においてしばしば耳にしておりますが、實際的に防火的措置をどの程度までとり入れて、どの

程度まで考案されておるか。現在の進行状況、あるいは模範的な建築を設計されておるかどうか。また、これは話が多分昨日の火災とははなれるかもしませんが、住宅難は全國的な大きな問題であります。不都合なことは、建設院に対する建築の許可申請が、ある所においては十何通りの書類を出さなければできない。はなはだ複雑きわまる建設院だというのが、一般の世論の集中するところであらうと思ひます。こういう権限は、建設院一本に全國的に集中することなしに、地方別に地方長官にすべてを任せられる御準備があるかどうか。殊に私の申しますのは、山林を主体とする縣において、その地元において木材その他の材料を手に入れたるにいかかわらず、その許可は建設院で行うという点について、非常に世論の反響を買つておると見られるのであります。建設院があればこそ、かえつて復興が阻害されておるといふ現状が多々見られるのであります。ひとつそういう点は考え直していただければ、日本の復興は進まないと思つた。たゞ／＼お役所の建築が防火的でないという事例があるようでありまして、それに關連して建設院の頭を根本的に切りかえていただきたいというところを、私の意見として申し上げておきます。

○阿部(美)政府委員 きわめて適切な御意見を承りました。非常に私も同意を強うしておる次第であります。といふのは、私がしばしば／＼申し上げております通り、わが國の建築は主として木材に依存しておりますために、非常に火災の率が高いのであります。昨年は、建設された戸数と焼失しました戸数を

統計にとりますと、焼けた方が全体の約四二％ほどに當つておる次第でありまして、このために失われる資材も莫大であります。資金の点においても百億以上に上ると思つております。それでこれはできるだけ耐火構造、あるいは耐火建築にしなければならぬことは、ただいま私から喋々申し上げるまでもないと思つておりますが、ただいままで実現できなかったのは、主要資材であるセメントの生産がこれに伴わなかつたということでありまして、來年度以降は、總理大臣の施政方針にも、相當増額されるようになっておりますので、相當な量において耐火建築を施工し得ると思つております。現在日本ではあります。東京高輪におきまして総合住宅、アパートを鉄筋コンクリートによつてつくつております。こういうものを漸次都道府縣、特に六大都市においては十分に普及できるように推進していきたいと考えておる次第であります。

それから、建設院があるために復興建築が阻止されるのではないかと、いふお説がありますが、これはまことにわれわれにとつても遺憾なことでありまして、それによつても遺憾なことではないと私は思つておるのであります。今日まで復興建築が進まなかつたのは、主として資材の面であつたのであります。今お話の認可、許可が非常に複雑であるといふようなお話もありますが、これは使用資材そのものが物調法による切符制になつておりますために、どうしてもあつたやうな多小複雑ではあります。資材表をつけて出願するといふことになりまして、一般にはまことに手数に感ずる次第であります。

が、十七品目の中に木材が入つております。関係上、ああいうことが必要であります。原則としては、これは私個人の意見になりますが、十二坪以下の小住宅は、できるだけ認可許可からはずしていただきたいのですが、今申し上げましたように、木材その他の使用資材が十七重要資材の中にはいつております。関係上、どうしても切符を切らなければならぬ。従つて認可許可が要するようになるのであります。しかし手続の問題については、できるだけこれを簡素にしていきたいというので、ただいまたとえば東京のごとき大量の出願がありますところでは窓口、つまり区役所で小住宅、あるいは手持のものについては窓口において速かに認可ができるように、できれば一週間以内に処理ができるようにする方法を立てて、これを近く実行することになつております。そういうような次第であります。ただいままで進まなかつたのはまことに遺憾であります。今後はそういうことのないように、十分処理したいと思つております。

地方出先の方に権限を委譲するといふことにつきましても、われ／＼はその趣旨に副うようにしたいと存じておるのですが、先ほども申し上げましたように、十七品目の中にはいつております関係上、今のところこれを自由に許可なしにやるといふことはできないようになっております。その点御了承を願ひたいと思ひます。

○松野委員 ただいまの御答弁は、ある程度私も非常に心強く感じました。が、もう一息、もう一步あなたのお考えを進めていただくと私の意見も通り、國民の大多数も喜ぶと思つております。もう一步だけ頭を進めていただきたいと思ひます。ただいまのお話のように、区役所へもつていけば一週間の内に許可するということがいふこととありますが、設計図というまことに技術者でなければできないめんどうな書類をつけないければ認められない、これは私自身経験しましたが、非常にめんどうな話で、設計図は一週間も十日も、あるいは一箇月もかかつて、その設計図を出さないと受付けていただけない、こういうことに非常に手数がかかるのであります。私どもの技術においても、あるいは高等教育を受けた者でもなければできないような特殊の技術のいる見取図は、われわれにはできるものではない。なおかつ、予定設計のために木材の石数からその種類まで、何十種類も一々書き上げて申請をしなければならぬ。どうかこの手続をもう少し簡略にするように、もう一步進めていただきたいことを切にお願ひいたしておきます。

それから、なるほどいろいろのお話もありましたが、必要は発明の母だと思ひますが、電力の不足問題につきましても、ローソク送電とか、線香送電とかいうことになつておりますが、不思議なこと、必要に迫られると、わずかな電力の中からでも、あか／＼と電燈がつく特殊の電燈が氾濫し、それぞれ各家庭で明るく暮せるようになっていふ。これはまだお尋ねになつたこともないが、不思議にそういう点については自然に要求を充たし得る。この努力についての総力が國民にはある。だからあながち、お役所が何もかも指導しなければならぬといふのは、大きな間違ひであります。殊に資材の話に至りますれば、できるならば自給自足し得る縣におきましては、何とか今の許可認可の申請方法をもう少し緩和していただきたい。殊に自分の家の物置小屋一つ、あるいは風呂場一つつくるにも、面倒な書類を一箇月もかかつてつくらねばならぬという現状でありますから、資材を自給自足し得る縣、あるいはそのできる地域においては、この点を何とかひとつ考慮していただきたい。また極端に申し上げますならば、自分の家の庭木を伐つてもある程度のものはできるのであります。が、それも建築法規にひつかかるという現状でありますから、その点をどうか、そこまでもう一步頭を進めていただきたいことを切に希望しておきます。

○阿部(美)政府委員 御説の点は私もまったく同感であります。ただいま申し上げました少住宅につきましても、必ずしも技術者でなくてもできると思ふのであります。その方が資材その他の計算にらんでございますので、そういう図面はやはり添付しなければならぬといふことになるのであります。非常にむづかしい図面を要するといふような規定ではありませんから、大体こういう形にできるのだという平面図のもの、一見高さや何かのわかるようなものさえあればいいのであります。図面という点から申しますと、そのくらの物は添付しないと申請書にならぬと思ひます。もう一つ、そのほかの資材の点は、これはまつたく、しろとではできないのであります。が、何もかも書き込まなければならぬといふ必要もなからうと思ひますから、これは御希望に副うように一應考えまして実行したいと思ひます。

それから手持資材といふものを、ただいまは認めております。この点につきましては、安定本部方面でも相当問題になつたのであります。と言ふのは、手持資材といひましても、やみになるというのを恐れまして、昨年の夏ごろまではその実行ができなかつたのであります。従つて認可許可が遅れるといふことになりましたのですが、昨年後半期から手持資材を認めるといふことになりました結果、資材問題としましては、それ以前の倍ほどの家が建つてまいりました。そういうことにいたしますと、今お話の庭先の木を伐つてもできるんじゃないか。手持にもいろいろあります。が、自分の持山から伐つた木材も使えますし、いろいろ便利があります。結果においては必要な住宅が相当大量に建設し得るようになります。それから、こういうことは今後なるべく持続して、國民諸君の要望に副うようにしたいと思つております。現在これは実行しております。

なお庶民住宅を大量に建てるということにつきましては、総司令部の方でも非常な関心をもつておりまして、われ／＼の計画以上に、総司令部ではやれといふふうな考えをもつております。われ／＼の考え以上に申しますと、少し説明を要するのであります。これは全体の建築資材の量の関係上、われ／＼が希望するだけではない。かその資材が割当てられないために、予定計画通りには、従来家が建つていないのであります。が、きわめてこれは遺憾なことでありまして、建てたいという希望の地方に対して、家が建てられぬといふようなことは、あり得べきことではないのであります。その目的を達するためには、十分便利なるいは可能な方法を講じまして、今申し上げたように、できるだけ家が建ちますように処置したいといふ私は考え、かつそれを実行しておる次第であります。

○坂東委員 私が伺ひますが、れんが建築につきましてどういふお考えをもつておられますか。

○阿部(美)政府委員 耐火建築といふことから申しまして、私は國民の考えを直していききたいと思ひます。日本では古来、木材といふものがすなわち家である。家を建てるには木材に限るといふような觀念をもつておるのであります。が、先ほど申し上げましたように、失火による損害が莫大な量に上ります。関係上、私どもは木材以外の耐火材料によつて建築されることを指導し、かつ希望しておる次第であります。従つて今お尋ねのれんがなども、むろんその中にはないのであります。われ／＼といたしましては、れんが造及びコンクリート・ブロック造と申します。が、そういうものに向かうように指導していつております。ただ、れんがにつきましては、これを製造する燃料が非常に不足しております。関係上、大量に生産ができないでおる次第であります。燃料が多少その方面にまわるといふことになりますれば、れんが造可なりと思つておるのであります。ただ日本は地震國であります。関係上、それによつて三階、四階といふものを建てるには、相当な考慮を要する次第でありますけれども、まあ二階程度のものではあれば、安全にこのれんが

造によつて建築の遂行ができるはずであります。

○坂東委員長　なお一点伺います、日本の木材、在積六十億石として、内地と北海道とは事情が違いますが、どのくらい伐るのが科学的の限度でありますか、その点をお伺いいたします。

○阿部(美)政府委員　この点については、私から御答弁申し上げます。農林省の専門の局に御要求願いたいと思うのであります。従来私どもの聞いておる範囲では、ここ数年伐採されて建築その他これに類似の目的に使う木材は、六千万石ないし七千万石であります。薪炭その他燃料を加えますと、年間四億石くらいを伐採しておるということをお伺い申し上げます。これもまだ私からはつきり申し上げるわけにいきません。ただ聞いておる程度であります。

○坂東委員長　なお一点伺います、たとえば昭和二十三年一箇年間に、復興に要する木材の石数は大体どのくらいに見ておられますか。

○阿部(美)政府委員　来年度の計画としておりました、建設院において計画しておりますのは、庶民住宅として三十五万戸を予定しておつたのであります。三十五万戸と申しますと、平均十坪といしまして三百五十万坪になります。それが木材において約四石ほど要りますから、千三百五十万石になります。千四百萬石ぐらゐの数量に上るはずであります。これは庶民住宅であります。しかしそのほかに、工場その他の建築及び官廳建築もございますから、概算二千万石以上は建築方面に

使われることと想うのであります。今申し上げました三十五万坪に對しまして、大体從來が千百万石ないし千二百万石程度の配給でありましたが、實際問題としては三十五万坪は建ち得ないのであります。これは非公式であります。先日司令部からの話が、記者談として出ましたところを御参考になし上げますと、来年度は六十万坪やつたかどうかという意見が出ておるのであります。これをどうして遂行するか。多々ます／＼弁するものでありますから、われ／＼としては多きを望むわけでありまして、かりに小さい單位のもので六十万坪といはしますと、十坪にいたしまして六百万坪、従つて坪四石にいたしまして二千四百萬石の木材が、大抵庶民住宅用として必要である。こういうことになるのであります。從來の経験から申しますと、二千四百萬石は割当てられていないのであります。昨年度は大体千二百萬石、約半分程度であります。この建築用木材をいかにして配給量を殖やしてやらうかというところについて、目下事務當局においてそれ／＼折衝中でありまして、

○坂東委員長　御質問でございます。――なお一言申し上げておきますが、農林省で言う六千万石というのは、百分の一に計算して百年経てば木は成長する、そういうような、ごく科学的な、狹義な解釈でありますけれども、しかし日本の國家政策といはしましては、相当程度伐つてもよいと思つております。それは植林の方法さえ立てばよいのでありますから、そういう点を農林省とも十分協議せられまして、目的の達せられるように十分努力をせられるように、特に希望いたします。

なお休憩前に火災につきまして、すでに説明があつたのであります。すなわち建設院の方から建築に関する竣工期間の關係、また西尾官房長官からは、焼失しました書類の善後策等の説明がありましたが、今久山内事局長が來られましたから、火災に関する内容の説明をお伺いいたします。

○久山政府委員　昨日の火災につきましては、まだ詳細な状況は取調べ中でありましてその発火の原因なり、その他大體焼失しました建物の坪数等はわかつておりますが、それ以外の詳細な内容につきましては、まだ警視廳の方から報告になつておりませんので、ただいま特に私から申し上げるような材料はまだもつておらぬのであります。

○坂東委員長　皆さんから何か御質問はございせんか。あるいは局長に対する希望でもよろしゅうございます。公安委員の關係は、鈴木國務大臣がまだ來られませんが、これを次会に譲りますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坂東委員長　それでは火災の關係はこれで終ります。本日はこれをもつて散会いたします。午後二時三十九分散会

〔參照〕

警察法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨

本案の要旨は、新警察制度の下において、銃砲所持禁止令、廣告物取締法、道路交通取締法に

關する事務について、なお従前と同様に、その執行に當り得るために、それ等の法令中、都道府縣知事の扱つてきた権限を今後は都道府縣又は市町村の各公安委員會をして取扱はしめるようにし、その他必要な字句の訂正をすること、從來警察にその職務權限の留保せられていた狩猟法その他の關係法律中の一部の事務を、警察法第一條の規定の趣旨に鑑み、今後は完全に警察の手から離して、夫々の主務官廳に移すために、必要な字句を改めること、遺失物法、銃砲火藥類取締法施行規則その他の法令について、警察法施行後もお從來通り各警察署において、その執行に當り得るため必要な改正をしようとするものである。

二、本案の目的
これ等の事項は、近く警察法の實施に伴い、これを改正するの必要に迫られたものであつて、從來の警察の權限で、警察法の趣旨に照し、警察の責務として、警察に残すべきものに付、警察法によるどの機關の事務とすべきかを定めると共に、この際警察から他に移すべきものは、これを移譲しようとするものである。

三、議案の可決理由
警察法實施の上から關係法令の整理は當然と認めこれを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十三年二月二十七日
治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十三年五月七日印刷

昭和二十三年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局